

一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地	一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地
二 (略)	二 (略)
三 当該申請に係る市町村事務（令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）の種類	三 当該申請に係る受託事務の種類
四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日	四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日
五 (略)	五 (略)
六 市町村事務受託事務所の平面図	六 事務所の平面図
七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
八 (略)	八 (略)
九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務（令第十一条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況	十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況
十二 令第十二条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条において「誓約書」という。）	十二 令第十二条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面
十三～十五 (略)	十三～十五 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)	(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)
第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合に	第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第一号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合に

場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第三百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託する市町村事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託している市町村事務の内容

3・4 （略）

（管理者）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

おいて、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第三百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

五 （略）

2 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

3・4 （略）

（管理者）

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

(準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「委託をしている市町村、市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所ごと」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十二（略）

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した市町村事務の内容等の記録
- 二・三 （略）

（指定都道府県事務受託法人の指定の要件）

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 質問等事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有すること。

（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の十五 令第十二条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道

第三十四条の十三（略）

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した受託事務の内容等の記録
- 二・三 （略）

（新設）

（新設）

府県事務受託事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る都道府県事務（令第十一條の二第二項第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。）の種類
- 四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日
- 五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 六 都道府県事務受託事務所の平面図
- 七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等（法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況
- 十一 令第十一條の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下次条において「誓約書」という。）
- 十二 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十三 その他指定に関し必要と認める事項

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第二号、

（新設）

第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（都道府県事務の委託の公示等）

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

（管理者）

（新設）

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(新設)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 | 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

(新設)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 | 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した都道府県事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(要介護認定の申請等)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(日常生活に要する費用)

第六十五条の三 法第四十二条の二第一項並びに第二項第一号及び第三号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一五 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条及び第六十五条の規定は、要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第四項

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十五第一項）の地域包括支援センターをいう。以下同じ。）が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(日常生活に要する費用)

第六十五条の三 法第四十二条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一五 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」と、「居宅要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者」と、「同条第四項

第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

- 2 令第三十五条の十五第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

- 3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

- 2 令第三十五条の十六第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

- 3 令第三十五条の十六第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

- 4 令第三十五条の十六第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一〇十一 (略)

十一 法第七十条第二項各号(病院等により行われる居宅療養管理指

第四項第一号又は第二号」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十七 (略)

- 2 令第三十五条の九第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

- 3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百十三条の三十八 (略)

- 2 令第三十五条の十第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

- 3 令第三十五条の十第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

- 4 令第三十五条の十第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第一百十四条 (略)

一〇十一 (略)

十一 法第七十条第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号ま

導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）

254（略）

（法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準）

第一百二十六条の四の二 法第七十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法）

第一百二十六条の五 法第七十条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、百分の七十を超えない範囲内で都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

（法第七十条第六項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第一百二十六条の六 法第七十条第六項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

で、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては第二号から第十一号まで）（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四（略）

254（略）

（新設）

（混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員の算定方法）

第一百二十六条の五 法第七十条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した定員は、指定居宅サービスに該当する混合型特定施設入居者生活介護（同項に規定する混合型特定施設入居者生活介護をいう。）の事業が行われる特定施設の入居定員に、百分の七十を超えない範囲内で都道府県が定める割合を乗じて得た数とする。

（法第七十条第五項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第一百二十六条の六 法第七十条第五項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。